株式会社 中山製鋼所

証券コード　5408

第117回定時株主総会招集ご通知添付書類

第117期（平成22年度） 報告書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

CONTENTS

株主の皆様へ	P. 1
事業報告	P. 1
連結計算書類	P. 15
計算書類	P. 18
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本	P. 21
会計監査人の監査報告書　謄本	P. 22
監査役会の監査報告書　謄本	P. 23
トピックス	P. 24
株主メモ	P. 26

「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および定款第15条に基づき、当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。
従って、本報告書に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主の皆様へ

平素は、格別のご厚情を賜り、心から厚くお礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災されました皆様に謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申しあげます。

さて、当社は平成23年3月31日をもちまして第117期を終了いたしましたので、ここに事業の概況等につきましてご報告申しあげます。

平成23年6月

代表取締役社長　藤井　博務

第117期事業報告　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジアを中心とした外需主導により、企業収益も改善へと転じ、緩やかな回復傾向が見られたものの、急激な円高の進行やデフレの影響などにより年度後半は足踏み状態が続きました。そのようななかで、平成23年３月11日に発生した東日本大震災がわが国経済に与える影響は甚大であり、先行きが見通せない状況にあります。

鉄鋼業界におきましても、アジアを中心とした旺盛な海外需要に支えられ高水準の輸出により昨年を上回る鋼材需要になりましたが、当社グループの主要販売先である建築・土木分野の需要は低水準で推移しました。また、鋼材市況の軟化や円高による輸出環境の悪化、世界的な資源高騰による主原料価格の上昇など、厳しい状況が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループは、需要に見合った生産・販売体制のなかで早期の業績回復に向けて、品質向上や短納期を推進して顧客満足度の向上を追及するとともに、あらゆるコストの削減に努めてまいりました。

当社グループにおける東日本大震災の影響は、幸いにも人的被害はなく、東北地区の鋼材中継地や支店・営業所が被災しましたが、生産設備には影響はありませんでしたので、積極的に被災企業の代替生産を引き受けるとともに、復旧・復興需要への供給に最大限努めております。

［鉄鋼事業］

グループのコア事業であります鉄鋼事業におきましては、平成21年10月に公表しました構造改革は、計画よりも１カ月前倒しの平成22年５月に、転炉工場およびコークス工場を休止するとともに、エネルギー供給体制の再構築を完遂しました。そして、構造改革および減産体制の要員とするため、平成22年５月に希望退職者を募った結果、定年退職等の自然減および他社への出向・移籍を含め、計画どおり200名規模の人員を削減しました。

売上高は、顧客の皆様にご理解を得ながら鋼材販売価格の改善を進め、また、販売数量もきめ細かな営業努力により増加し、前連結会計年度に比べて増収となりました。

損益面におきましては、販売数量の増加、在庫影響の改善、構造改革による固定費削減や緊急収益対策によるコスト削減効果などにより大幅に改善しましたが、販売価格の改善を上回る主原料価格の上昇により黒字回復にはいたりませんでした。

鉄鋼事業の売上高は前連結会計年度に比べ、178億９千７百万円増加の1,535億１百万円となり、経常損益は68億６千５百万円改善の40億７千万円の損失となりました。

［エンジニアリング事業・化学事業ほか］

エンジニアリング事業につきましては、ロール物件や魚礁物件の減少などにより、売上高は30億１千１百万円、経常利益は１億１千万円と前連結会計年度に比べ減収減益となりました。

化学事業につきましては、無機製品や収益性の高い製品の販売増加に努めたことなどにより、売上高は169億６千１百万円、経常利益は11億４千万円と前連結会計年度に比べ増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ176億８千万円増加し、1,739億５千９百万円となりました。営業損益は68億２千１百万円改善の16億３千９百万円の損失、経常損益は60億９千４百万円改善の39億１千９百万円の損失となりました。

特別損益につきましては、特別利益は、主に当社の名古屋工場跡地の一部売却による固定資産売却益などで６億４千４百万円を計上し、特別損失は、鉄鋼事業の構造改革に伴う特別退職金６億２千７百万円と事業構造改善費用５億８百万円のほか、主に東日本大震災による災害損失２億９千８百万円などで19億１千６百万円を計上しました結果、当期純損益は128億７千５百万円改善の67億７千９百万円の損失となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、鉄鋼事業における鋼材販売価格の上昇や鋼材販売数量の増加などにより、売上高は前事業年度に比べ、189億３千６百万円増加の1,173億６千２百万円となり、営業損益は46億３千１百万円改善の45億１千１百万円の損失、経常損益は38億６千９百万円改善の70億５千１百万円の損失となりました。これに特別損失として、鉄鋼事業の構造改革に伴う特別退職金や事業構造改善費用などを計上しました結果、当期純損益は118億７千９百万円改善の79億８千３百万円の損失となりました。

以上の厳しい経営状況に鑑み、当期の期末配当につきましては、２期連続の純損失により純資産が大きく毀損しており、誠に遺憾ではございますが、中間配当と同様、無配とさせていただきたいと存じます。

このような業績になりましたことにつきまして、株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申しあげます。

(2) 対処すべき課題

今後の鉄鋼需要の見通しにつきましては、中国をはじめとする新興国の成長に牽引され緩やかな回復が見られるものの、国内需要は、東日本大震災による生産活動への影響が懸念され、本格的な回復には程遠く、加えて原材料価格が高騰するなど、当社グループを取り巻く経営環境は、厳しい状況がしばらく続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、早期に業績回復と財務体質の改善に努めてまいります。平成24年３月期における具体的な諸施策は、以下のとおりです。

① 電気炉材の適用拡大
② 鉄源の多様化
③ 受託の拡大（平成22年度に熱延工場に導入したエッジヒーター・圧延直後冷却装置による品質向上効果の活用）
④ 中高級鋼の拡販
⑤ 工期・納期短縮の一層の推進
⑥ 採算重視の強化
⑦ 販売価格の改善
⑧ 震災の復旧・復興需要への対応、被災企業の代替生産
⑨ 緊急対策の継続（修繕費・外注費・労務費の削減など）
⑩ 追加コスト削減（修繕費の削減、歩留・原単位の向上など）

アモルファス事業につきましては、平成22年７月にNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の助成事業として採択され、平成23年３月にアモルファス薄板試作ラインが完成しましたので、燃料電池部材など種々のアモルファス薄板の試作・開発を進めております。

当社グループにおきましては、今後とも顧客との連携を強化して、きめ細かな顧客ニーズ対応力と商品開発力の飛躍的向上を推進し、当社グループの全国拠点を最大限に活用し、全社一丸となって、早期に業績回復を図り、強靭な企業体質・財務体質の改善に引き続き全力を傾注してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

連結業績ハイライト（参考）

売上高

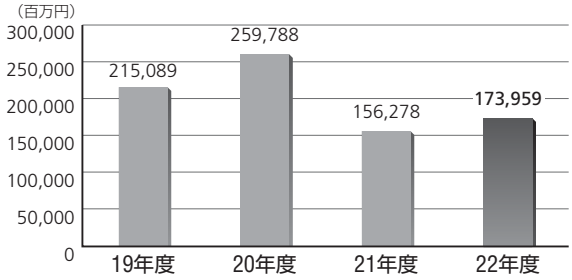

経常損益と当期純損益

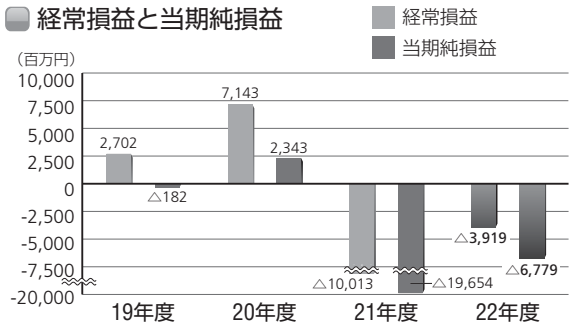

1株当たり当期純損益

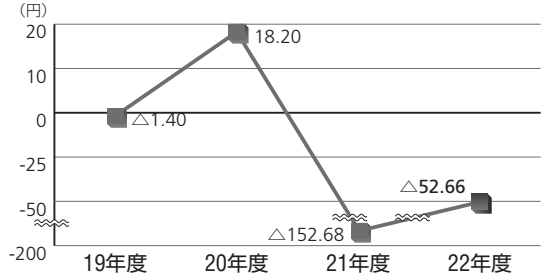

有利子負債

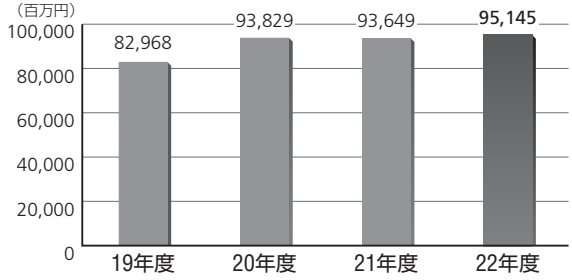

セグメント別連結売上高（平成22年度）

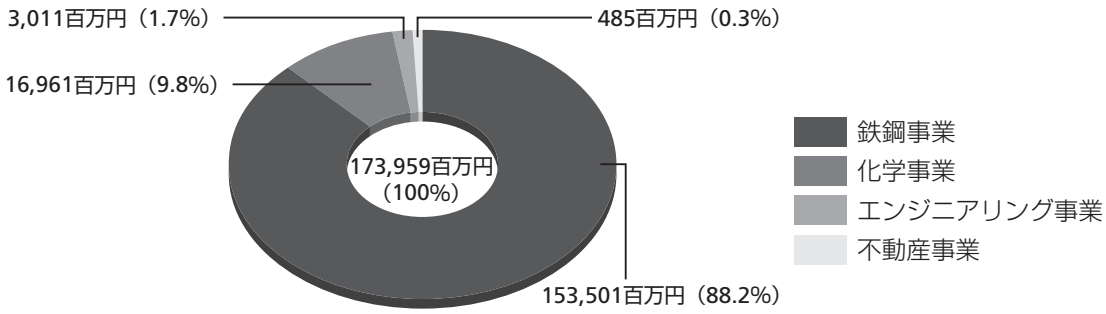

(3) 設備投資等の状況

当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は55億６千２百万円であり、主なものは、次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

エッジヒーター新設

②当連結会計年度継続中の主要設備

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度に、事業資金として金融機関から287億円の長期借入を行いました。この長期借入には、長期安定資金として期日一括返済のシンジケートローンを含んでおります。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関６行と総額170億円の貸出コミットメントライン契約を締結いたしました。

当連結会計年度末におけるコミットメントラインによる借入はございません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第114期 (平成19年度)	第115期 (平成20年度)	第116期 (平成21年度)	第117期 〔当連結会計年度〕 (平成22年度)
売上高(百万円)	215,089	259,788	156,278	173,959
経常損益(百万円)	2,702	7,143	△ 10,013	△ 3,919
当期純損益(百万円)	△ 182	2,343	△ 19,654	△ 6,779
１株当たり当期純損益(円)	△ 1.40	18.20	△ 152.68	△ 52.66
総資産(百万円)	243,286	239,550	228,100	215,322
純資産(百万円)	83,625	84,890	66,042	59,209

(注) １．△は損失を示しております。

２．１株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

３．第116期につきましては、国内鋼材需要の回復の遅れおよび鋼材販売価格の下落により、売上高は前期に比べて大幅な減収となりました。経常損益も、鋼材販売価格の下落がコスト削減の効果を上回ったため大きな損失となりました。また当期純損益につきましても、特別損失に構造改革（転炉およびコークス工場の休止、エネルギー供給体制の再構築、人員削減）に伴う事業構造改善引当金繰入額や固定資産減損損失などを計上しましたので大幅な損失となりました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中山三星建材株式会社	300 百万円	※ 84.15 %	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中山通商株式会社	96	※ 50.04	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三星商事株式会社	46	※ 70.54	鉄鋼製品、建築資材の販売
三星海運株式会社	56	※ 60.14	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
南海化学株式会社	303	※ 51.80	化学工業薬品の製造・販売
中山興産株式会社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理、警備保障等
三泉シヤー株式会社	60	※ 100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
富士アミドケミカル株式会社	30	※ 100.00	化学工業薬品の製造・販売

（注）※は連結子会社保有の株式を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

区分	主要品目		
鉄鋼事業	鋼材	鋼板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
		条鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品、高力ボルト
	鋼片、副産物等		
エンジニアリング事業	建設（建築総合工事）、海洋（鋼製魚礁・増殖礁）、ロール、バルブ、産業機械		
不動産事業	不動産の賃貸・売買		
化学事業	化学工業薬品		

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社・船町工場	大阪市大正区船町一丁目１番66号
東京営業所	東京都千代田区有楽町一丁目９番４号　蚕糸会館

② 重要な子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所および工場
中山三星建材株式会社	堺市堺区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、田布施工場(山口県)、丸亀工場、大分工場、都城工場、辰口工場（石川県）
中山通商株式会社	大阪市西区	大阪支店、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三星商事株式会社	大阪市西区	札幌営業所、関東営業所、浜松営業所、三重営業所、兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
三星海運株式会社	大阪市西区	東京営業所、清水営業所、武豊営業所（愛知県)、大分営業所、宮崎営業所
南海化学株式会社	大阪市西区	小雑賀工場（和歌山市)、土佐工場（高知市)、東京オフィス
中山興産株式会社	大阪市大正区	
三泉シヤー株式会社	大阪市浪速区	
富士アミドケミカル株式会社	東京都北区	

(9) 従業員の状況

事業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	化学事業	全社（共通）	合計	前期末比増減数
従業員数（名）	1,206	38	67	116	161	1,588	124名減

（注）1．従業員数は、就業人員数（当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む）であります。
2．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,361 百万円
株式会社あおぞら銀行	11,038
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,315
住友信託銀行株式会社	7,969
株式会社日本政策投資銀行	7,481
株式会社福岡銀行	5,972

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　300,000,000株

(2) 発行済株式の総数　131,383,661株（うち自己株式 2,659,921株）

(3) 株　主　数　12,285名

(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
新日本製鐵株式会社	12,875 千株	10.00 %
財団法人中山報恩会	10,683	8.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,557	5.87
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,966	3.85
株式会社サミット経済研究所	3,200	2.48
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,072	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,772	2.15
中山持株共栄会	2,395	1.86
尼崎製罐株式会社	1,992	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,973	1.53

（注）　上記のほか当社は自己株式（2,659,921株）を保有しており、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤井博務	
常務取締役	三木隆司	購買、エンジニアリング事業担当
取締役	箱守一昭	営業本部長 兼 商品開発担当
取締役	渡邊秀幸	設備部長 兼 環境エネルギー、安全防災担当
取締役	吉村敏	生産技術部長 兼 生産部門、品質管理、工程管理担当
取締役	山本有男	人事部長 兼 総務、介護・病院事業担当
取締役	松岡雅啓	経理部長 兼 システム担当
取締役	若杉昌夫	企画管理担当
取締役（非常勤）	西澤茂樹	社長付
監査役（常勤）	笹部隆夫	
監査役	福西惟次	
監査役	榎本比呂志	弁護士

（注）1．監査役福西惟次、榎本比呂志の両氏は、社外監査役であります。

2．監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3．当事業年度中の取締役および監査役の異動
退任
取締役柳澤俊三、藤井和秋および今井　武の３氏は、平成22年６月29日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
なお、柳澤俊三氏は、中山三星建材株式会社代表取締役社長に、藤井和秋氏は、南海化学株式会社常務取締役に、今井　武氏は、三泉シヤー株式会社代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。

4．取締役西澤茂樹氏は、平成23年５月19日に逝去されました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
取　締　役	12 名	110 百万円	
監　査　役	3	22	うち社外２名７百万円
計	15	132	

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成元年６月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。
４．平成22年６月29日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（２名）には、平成17年６月29日開催の第111回定時株主総会で決議した役員退職慰労金の打切り支給に基づく退職慰労金21百万円を支給しております。
５．厳しい経営環境に鑑み、平成21年１月より段階的に取締役および監査役の月例報酬の減額を行い、平成22年11月からは最大50%の減額を行っております。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外監査役	福　西　惟　次	該当事項なし	該当事項なし
	榎　本　比呂志	該当事項なし	該当事項なし

②　主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	福　西　惟　次	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、適宜質問、確認等、発言を行っております。
	榎　本　比呂志	当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 12 回に出席し、監査役会 18 回のうち 16 回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）なお、上記のほか会社法第370条および当社定款第28条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回あります。

③　当社の不祥事等に関する対応の概要
該当事項はありません。

④　責任限定契約の内容の概要
当社と各社外監査役は、当社定款第37条に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

⑤　当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（注）従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年７月１日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	53百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	―
合計	53百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は53百万円であります。

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当社の会計監査人が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査役会は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

６．会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・ コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を周知徹底させるとともに中山製鋼所倫理ホットライン（内部通報制度）と倫理委員会を活用する。

・ 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
・ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
・ 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会は、取締役の業務管掌に基づき、業務の執行を行わせる。その決裁は、社内規程または手続きにより必要な決定を行う。
・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り適切な経営管理を行い、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、グループ戦略会議などで決定する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について随時監査役に報告する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて業務執行取締役と面談をする。

7．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、株主の皆様によって決定・判断されるべき事項であると認識しております。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉力等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、平成20年６月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株式等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株式等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入の件を付議しました結果、株主の皆様のご承認をいただきました。

①　本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）

の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b. 必要情報の提供

c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60日間：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90日間：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を最大限尊重し、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、本定時株主総会終了の時点までとなっておりますので、有効期限の延長につきまして、本定時株主総会において、株主の皆様にお諮りいたします。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

（注） 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	86,253	流動負債	64,041
現金及び預金	16,356	支払手形及び買掛金	24,815
受取手形及び売掛金	35,754	短期借入金	33,056
有価証券	65	未払金	2,739
商品及び製品	12,953	未払費用	1,496
仕掛品	3,377	未払法人税等	504
原材料及び貯蔵品	15,511	賞与引当金	763
繰延税金資産	409	事業構造改善引当金	161
その他	2,344	その他	504
貸倒引当金	△ 519	固定負債	92,071
固定資産	129,069	長期借入金	62,088
有形固定資産	119,075	繰延税金負債	8,506
建物及び構築物	17,135	再評価に係る繰延税金負債	11,456
機械及び装置	36,062	退職給付引当金	3,133
車両及び運搬具	97	役員退職慰労引当金	121
工具器具及び備品	704	環境対策引当金	215
土地	64,319	特別修繕引当金	3
リース資産	200	事業構造改善引当金	2,083
建設仮勘定	555	負ののれん	3,395
無形固定資産	979	その他	1,066
ソフトウェア	239	負債合計	156,113
その他	739	（純資産の部）	
投資その他の資産	9,014	株主資本	22,470
投資有価証券	7,199	資本金	15,538
長期貸付金	49	資本剰余金	10,339
繰延税金資産	34	利益剰余金	△ 2,808
その他	1,908	自己株式	△ 597
貸倒引当金	△ 177	その他の包括利益累計額	17,414
		その他有価証券評価差額金	1,032
		土地再評価差額金	16,382
		少数株主持分	19,323
		純資産合計	59,209
資産合計	215,322	負債純資産合計	215,322

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		173,959
売上原価		160,923
売上総利益		**13,036**
販売費及び一般管理費		14,676
営業損失		**1,639**
営業外収益		
受取利息及び配当金	136	
負ののれん償却額	328	
その他	656	1,121
営業外費用		
支払利息	1,425	
その他	1,976	3,401
経常損失		**3,919**
特別利益		
固定資産売却益	511	
固定資産受贈益	129	
貸倒引当金戻入額	3	644
特別損失		
特別退職金	627	
事業構造改善費用	508	
固定資産除却損	303	
災害による損失	298	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	178	1,916
税金等調整前当期純損失		**5,191**
法人税、住民税及び事業税	688	
法人税等調整額	43	732
少数株主損益調整前当期純損失		**5,924**
少数株主利益		855
当期純損失		**6,779**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年３月31日残高	15,538	10,339	3,830	△ 597	29,111
連結会計年度中の変動額					
当期純損失			△ 6,779		△ 6,779
自己株式の処分		△ 0		0	0
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩し			139		139
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	△ 0	△ 6,639	△ 0	△ 6,640
平成23年３月31日残高	15,538	10,339	△ 2,808	△ 597	22,470

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成22年３月31日残高	1,881	16,522	18,403	18,526	66,042
連結会計年度中の変動額					
当期純損失					△ 6,779
自己株式の処分					0
自己株式の取得					△ 0
土地再評価差額金の取崩し					139
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 849	△ 139	△ 989	796	△ 192
連結会計年度中の変動額合計	△ 849	△ 139	△ 989	796	△ 6,832
平成23年３月31日残高	1,032	16,382	17,414	19,323	59,209

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**60,631**	**流動負債**	**50,611**
現金及び預金	12,385	支払手形	387
受取手形	286	買掛金	13,708
売掛金	23,551	短期借入金	31,880
有価証券	65	未払金	1,667
製品	3,910	未払費用	1,311
半製品	3,045	未払法人税等	37
副産物	38	賞与引当金	384
仕掛品	3,373	事業構造改善引当金	161
原材料	9,740	設備支払手形	29
貯蔵品	3,711	設備未払金	723
その他	563	その他	318
貸倒引当金	△ 42	**固定負債**	**74,710**
固定資産	**90,501**	長期借入金	58,183
有形固定資産	**83,251**	繰延税金負債	661
建物	10,680	再評価に係る繰延税金負債	11,301
構築物	3,078	退職給付引当金	1,682
機械及び装置	32,163	環境対策引当金	209
車両及び運搬具	23	事業構造改善引当金	2,083
工具器具及び備品	399	その他	588
土地	36,626	**負債合計**	**125,321**
リース資産	137	（純資産の部）	
建設仮勘定	141	**株主資本**	**8,673**
無形固定資産	**781**	**資本金**	**15,538**
ソフトウェア	131	**資本剰余金**	**9,608**
その他	649	資本準備金	5,853
投資その他の資産	**6,468**	その他資本剰余金	3,754
投資有価証券	4,784	**利益剰余金**	**△ 15,874**
関係会社株式	981	その他利益剰余金	△ 15,874
その他	706	繰越利益剰余金	△ 15,874
貸倒引当金	△ 4	**自己株式**	**△ 597**
		評価・換算差額等	**17,137**
		その他有価証券評価差額金	**977**
		土地再評価差額金	**16,159**
		純資産合計	**25,811**
資産合計	**151,132**	**負債純資産合計**	**151,132**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		117,362
売上原価		114,120
売上総利益		**3,241**
販売費及び一般管理費		7,752
営業損失		**4,511**
営業外収益		
受取利息及び配当金	133	
その他	232	365
営業外費用		
支払利息	1,320	
その他	1,585	2,905
経常損失		**7,051**
特別利益		
固定資産売却益	513	
固定資産受贈益	129	
貸倒引当金戻入額	2	645
特別損失		
特別退職金	581	
事業構造改善費用	508	
固定資産除却損	219	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	178	
災害による損失	35	1,523
税引前当期純損失		**7,929**
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	45	53
当期純損失		**7,983**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成22年３月31日残高	15,538	5,853	3,754	9,608	△ 8,031	△ 597	16,518
事業年度中の変動額							
当期純損失					△ 7,983		△ 7,983
自己株式の処分			△ 0	△ 0		0	0
自己株式の取得						△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩し					139		139
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	―	―	△ 0	△ 0	△ 7,843	△ 0	△ 7,844
平成23年３月31日残高	15,538	5,853	3,754	9,608	△ 15,874	△ 597	8,673

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年３月31日残高	1,786	16,299	18,085	34,603
事業年度中の変動額				
当期純損失				△ 7,983
自己株式の処分				0
自己株式の取得				△ 0
土地再評価差額金の取崩し				139
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 808	△ 139	△ 948	△ 948
事業年度中の変動額合計	△ 808	△ 139	△ 948	△ 8,792
平成23年３月31日残高	977	16,159	17,137	25,811

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月19日

株式会社　中　山　製　鋼　所
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　乾　　一　良　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　畑　孝　英　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　　豊　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月19日

株式会社　中　山　製　鋼　所
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　乾　　一　良　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　畑　孝　英　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　　豊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針，職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針，職務の分担等に従い、取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・船町工場及び東京営業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役や内部監査部門及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月26日

株式会社中山製鋼所　監査役会

常勤監査役　笹　部　隆　夫　㊞

社外監査役　福　西　惟　次　㊞

社外監査役　榎　本　比呂志　㊞

以　上

トピックス

鉄事業

熱延工場 設備増強

平成22年５月に新設しましたエッジヒーターは、コイル製品のエッジ部分の温度を回復させ、幅方向の圧延温度を均一にすることにより、製品の品質改善を行い、さらなる高級鋼化と製造範囲および品種の拡大を図っています。

また、同年11月に圧延直後冷却装置を改造し、冷却能力が数倍になりました。これにより、低炭素鋼および極低炭素鋼の結晶粒がさらに細粒化され、お客様でのエネルギーコストを大幅に減らすことが可能になり、用途拡大にもつながっております。

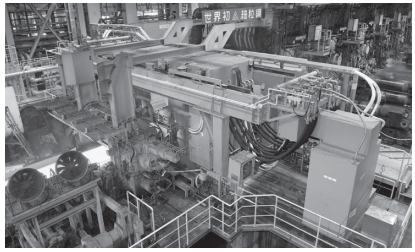

エッジヒーター

メッキ工場 静電塗油装置を設置

平成22年５月に新設しました静電塗油装置は、広範囲かつ均一に防錆油を塗油することが可能となり、安定した防錆効果を維持することができるようになりました。また、廃油量も少なくなり、環境面においてもプラスとなる装置です。

世界初 アモルファス薄板試作ラインを稼働

平成23年３月、アモルファス事業において、アモルファス薄板試作ラインが稼働いたしました。本ラインは、大面積で高性能な非晶質ナノ組織金属薄板を安価に量産する製造技術を世界で初めて開発するものです。今後は、地球温暖化対策の基礎材料としてCO_2削減に役立つ、電気自動車の燃料電池部材等への適用に取り組んでまいります。

化学事業

南海化学株式会社 子会社を設立

【中国に子会社設立】

平成22年７月、中国で新たに子会社「如皋（ルーガオ）南海水処理剤有限公司」を設立いたしました。

同社は、プール水などの殺菌・消毒剤の製造加工を行い、日本国内で販売いたします。既に原料調達先の拠点や工場の立地条件などは整っており、生産体制の構築をさらに進めてまいります。

【エヌシー環境株式会社設立】

平成22年４月、南海化学株式会社 青岸工場（和歌山市）の廃硫酸リサイクル事業を分社化し、「エヌシー環境株式会社」として新たに環境ビジネス事業会社を設立いたしました。

商品名「スタートリクロンPT、PG」

エヌシー環境株式会社

CSR（企業の社会的責任）への取り組み

一般社団法人　日本鉄鋼連盟主催
第72回自主管理活動発表大会「感動賞」3件受賞

平成22年９月、一般社団法人　日本鉄鋼連盟が主催する第72回自主管理活動発表大会が横浜市で開催されました。加盟各社48件の事例発表の中、当社からは３件の発表を行い、すべてが「感動賞」を受賞いたしました。

この度の受賞は５年間連続での感動賞受賞となります。

無災害継続日数「739日」の新記録達成

当社は、平成22年11月、直協総合の安全成績において、休業・不休災害ともにゼロの無災害継続日数「739日」を達成いたしました。この記録は、平成15年より継続している総合パトロールをはじめとした、直協一体による安全活動の成果により成しえたものです。

今後も更なる安全管理の向上に努めてまいります。

緑化の推進

当社は、緑豊かな都市型製鉄所を目指し、10万本の植樹を積極的に進めております。

平成22年度は1,469本の植樹を行い、累計で60,703本となりました。平成17年度に植樹をした桜の苗木も大きく成長し、地域の景観づくりにも貢献しております。

大船橋公道沿い

国際貢献

当社は毎年、国際貢献の一環として「国際協力機構（JICA）」の海外研修生の受け入れに協力しております。

平成22年度は２件実施し、エジプト、レバノンなどから21名の研修生が参加し、大気汚染や水質汚濁防止などの研修を行いました。今後も国際貢献活動に取り組んでまいります。

地元公道の清掃活動

当社は、良き企業市民としての責任を果たすために、平成４年から社屋前の公道をはじめ、地元の大正通りを定期的に清掃しております。

今後も活動を続け、積極的に社会貢献活動に取り組んでまいります。

公道清掃

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領株主確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777（通話料無料）
上場証券取引所	東京、大阪
公告の方法	電子公告 http://www.nakayama-steel.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

（ご注意）

1．株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。

3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

単元未満株式をご所有の株主様へ
単元未満株式（1～999株）の買取・買増制度のご案内

当社では、市場でお取引できない単元未満株式（1～999株）の買取制度および買増制度を採用しております。手数料は無料ですので、ぜひご活用ください。

※買取制度：ご所有の単元未満株式（1～999株）を当社が買い取らせていただく制度です。
買増制度：単元未満株式をご所有の場合に、あわせて1,000株にするのに必要な株式を当社から市場価格で買い増しすることができる制度です。

特別口座で株式をご所有の株主様へ

2009年1月5日から実施された株券の電子化に際して、株式会社証券保管振替機構（株券を証券会社を通じて「ほふり」に預託）をご利用されなかった当社株式につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」にその内容が記録されました。

特別口座においては、単元未満株式の買取をご利用の場合を除き、株式を売買することができませんので、特別口座で株式をご所有の株主様におかれましては、ご所有の当社株式を証券会社のお取引口座へお振替えされることをおすすめいたします。

【お問い合わせ先】

＜証券会社等の口座に株式をご所有の株主様＞
口座を開設されている証券会社等

＜特別口座で株式をご所有の株主様＞
三菱UFJ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

NAKAYAMA
STEEL WORKS, LTD.
http://www.nakayama-steel.co.jp/

VEGETABLE OIL INK

この冊子は環境に配慮した植物油インキを使用しています。